

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 令和四年度狩猟免許試験の実施……………(環境局自然環境部計画課)…一
- 令和四年度狩猟免許更新のための適性試験及び講習の実施……………(同)…二

### 公告

- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…四
- 東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出……………(環境局総務部環境政策課)…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)…六

### 告示

#### ●東京都告示第六百七十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行

規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月二十六日

東京都知事 小池 百合子

#### 一 知識試験

##### (一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	令和四年七月二十四日	午前十時	東京都立産業貿易センター 浜松町館
			府中市市民会館ルミエール
			府中
			府中 番地
			東京都立産業貿易センター 一丁目七番一七
			港区海岸

同日 同年八月二十七日

同日 同年九月二十四日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

同日 令和五年一月二十一日

号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

#### (三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

#### 二 適性試験

##### (一) 試験の日時及び場所

(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

##### (二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

##### (三) 対象者

知識試験に合格した者

#### 三 技能試験

##### (一) 試験の日時及び場所

(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

##### (二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

##### (三) 対象者

適性試験に合格した者

#### 四 事前申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)又は往復はがきにより事前申請を行うこと。電子申請サービスによる事前申請期間は、実施期日が令和四年七月二十四日、同年八月二十七日及び同年九月二十四日の試験にあつ

ては、同年五月九日から同月二十七日まで、同年十一月三日及び令和五年一月二十一日の試験にあつては、令和四年八月一日から同月十九日までとする。往復はがきによる事前申請は、各試験の実施期日に対応する電子申請サービスによる事前申請期間の末日の消印まで有効とし、「令和四年度東京都狩猟免許試験の申込み」と明記するほか、次に掲げる事項を記載し、東京都環境局自然環境部計画課鳥獣保護管理担当（郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階）に送付すること。

- ア 住所
- イ 氏名（振り仮名を付すこと。）
- ウ 電話番号
- エ 生年月日
- オ 受験希望日

令和四年五月九日から同月二十七日までの事前申請にあつては、同年七月二十四日、同年八月二十七日及び同年九月二十四日のうちから第一希望日及び第二希望日を記載すること。

令和四年八月一日から同月十九日までの事前申請にあつては、同年十一月三日及び令和五年一月二十一日のうちから第一希望日及び第二希望日を記載すること。

- カ 受けようとする狩猟免許の種類  
網、わな、第一種、第二種  
複数選択可

- キ 有効な狩猟免許保有の有無
- (二) 事前申請者数が定員（令和四年七月二十四日、同年

九月二十四日、同年十一月三日及び令和五年一月二十一日の試験にあつては二百名程度とし、令和四年八月二十七日の試験にあつては百名程度とする。）を超えた場合、抽選により五に記載する狩猟免許申請をすることができざる者を決定し、令和四年五月九日から同月二十七日までの事前申請を行った者に対しては同年六月十日までに、同年八月一日から同月十九日までの事前申請を行った者に対しては同年九月二日までに狩猟免許申請の可否を通知する。

なお、狩猟免許申請をすることができる者に対しては、申請日時、申請場所、受験日、その他注意事項等を併せて通知する。

- (三) 事前申請の対象者は、東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないものとする。

五 狩猟免許申請手続

(一) 四の事前申請を行い都から狩猟免許申請ができる旨の通知を受けた者は、狩猟免許申請書に所定の事項を記入し、次に掲げるものを添えて、都が指定した申請日時及び申請場所まで申し込むこと。

- ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚

- イ 狩猟免許申請手数料として、狩猟免許の種類ごとに五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、狩猟免許の種類ごとに三千九百円

- ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受

けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

- エ 申請前六月以内に交付された住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

- (二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

六 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

- (二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課へ問い合わせること。

●東京都告示第六百七十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第五十一条第二項に規定する適性試験及び同条第四項に規定する講習（以下「適性試験及び講習」という。）を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。

以下「規則」という。)第五十九条第二項において準用する規則第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 狩猟免許更新申請手続

(一) 狩猟免許更新申請書等の持参により申請する場合

狩猟免許更新者は、狩猟免許更新申請書に所定の事項を記入し、次に掲げるものを添えて、令和四年六月六日から同年九月十四日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)に東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ狩猟免許更新申請書等を持参して申し込むこと。ただし、本人が直接申請しない場合にあっては、二(二)に掲げる適性試験実施日のうち、本人が受験を希望する日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)までに申し込むこと。

- ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚
- イ 狩猟免許更新申請手数料として、更新を受けようとする狩猟免許の種類ごとに二千九百円
- ウ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては当該許可に係る許可証の住所

及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通、同号の規定による許可を現に受けていない者にあつては法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する、申請前六月以内に作成された医師の診断書一通

エ 現に受けている狩猟免許(狩猟免許を紛失している場合は、狩猟免許等亡失届)

オ 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であつて、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有することを確認した者にあつては、規則第五十九条の二第一号から第三号までに掲げる事項を記載した書面

カ 有効期間更新後の狩猟免許交付用封筒(交付先住所及び氏名を記入したもの。送料は申請者の負担とし、原則、配達の記録が残るものとする。)

(二) 東京電子自治体共同運営サービスにより提供される電子申請サービス(以下「電子申請サービス」という。)により申請する場合

狩猟免許更新者は、電子申請サービスにおいて必要な事項を入力し申込みを行った上で、令和四年六月六日から同年九月十四日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)に、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ(一)ア、イ、ウ、エ及びカに掲げる書類を持参すること。ただし、本人が直接持参しない場合にあっては、二(二)に掲げる適性試験実施日のう

ち、本人が受験を希望する日の五日前(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)までに申し込むこと。

(三) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の原本を提示すること。

二 適性試験の日時及び場所

(一) 一(一)において本人が直接申請する場合及び同(二)において本人が直接持参する場合

東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課における手続時に各窓口で行う。

(二) 一(一)において本人が直接申請しない場合及び同(二)において本人が直接持参しない場合

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	令和四年六月二十五日	午前十時	都議会新議事堂一階都民ホール
同右	同年七月十日	同右	立川市市民会館たましんR
同右	同年八月	同右	Uホール第一、第六及び第七会議室
同右	同右	同右	都議会新議事堂

十三日  
事堂二階 新宿二丁目八番一  
都民ホール 号

三 適性試験の内容

- (一) 視力
- (二) 聴力
- (三) 運動能力

四 講習の実施及び内容

狩猟免許更新申請時に配布する次に掲げる事項に係る資料を基に、狩猟免許更新者が自己学習することをもって講習の実施に代えることとする。

- (一) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令及び鳥獣保護管理
- (二) 鳥獣の判別
- (三) 猟具の取扱

五 対象者

東京都内に住所を有する者で、当該適性試験及び講習に係る種類の狩猟免許を有し、かつ、当該免許の有効期限が令和四年九月十四日までであるもの

六 その他

- (一) 災害その他やむを得ない事由により、二(二)の開催場所が変更となる場合は、別途通知する。
- (二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年四月二十六日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

西多摩郡日の出町大字平井字 世田谷区尾山台三丁目十三  
三吉野清坊七百二十一番一 番一号  
石川 泰崇

東京都環境影響評価条例に基づく着工の届出  
について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第六十六条第一項の規定に基づき、(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画について、次のとおり着工の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三菱地所株式会社

代表執行役 吉田 淳一

千代田区大手町一丁目一番一号

株式会社TBSホールディングス

代表取締役社長 佐々木 卓

港区赤坂五丁目三番六号

二 対象事業の名称

(仮称)赤坂二・六丁目地区開発計画

三 工事着手の予定年月日  
令和四年七月一日

四 工事完了の予定年月日  
令和十年三月三十一日

五 届出日  
令和四年四月十一日

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年四月二十六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名  
アスタ

二 店舗所在地  
西東京市田無町二丁目一番一号

三 設置者名  
株式会社アスタ西東京ほか四十七名

<p>四 設置者住所 西東京市田無町二丁目一番一号 か</p>	<p>十八 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>五 変更前の設置者の代表者名 坂井 明成(株式会社アスタ西東京)</p>	<p>一 店舗名 MEGAドン・キホーテ東久留米店</p>	<p>一 店舗名 調布市下石原店舗</p>
<p>六 変更後の設置者の代表者名 飯島 享(株式会社アスタ西東京)</p>	<p>二 店舗所在地 東久留米市前沢五丁目八番二</p>	<p>二 店舗所在地 調布市下石原三丁目一番地一</p>
<p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか五十二名</p>	<p>三 設置者名 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス</p>	<p>三 設置者名 京王電鉄株式会社</p>
<p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか四十九名</p>	<p>四 設置者住所 目黒区青葉台二丁目十九番十号</p>	<p>四 設置者住所 新宿区新宿三丁目一番二十四号</p>
<p>九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社西友ほか九名</p>	<p>五 変更前の設置者名 株式会社ドン・キホーテ</p>	<p>五 変更前の店舗名 調布市下石原店舗</p>
<p>十 変更前の小売業者の住所 神奈川県藤沢市辻堂二丁目七番一号 号湘南パールビル六階(株式会社ニュー・クイック)ほか</p>	<p>六 変更後の設置者名 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス</p>	<p>六 変更後の店舗名 永田 正</p>
<p>十一 変更後の小売業者の住所 中央区日本橋馬喰町一丁目十四番五号日本橋Kビル九階(株式会社ニュー・クイック)ほか</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 安田 隆夫</p>	<p>七 変更前の設置者の代表者名 紅村 康</p>
<p>十二 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベル・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー(合同会社西友)ほか</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 吉田 直樹</p>	<p>八 変更後の設置者の代表者名 株式会社京王ストアほか二名</p>
<p>十三 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫(株式会社西友)ほか</p>	<p>九 変更前の小売業者の代表者名 安田 隆夫</p>	<p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか一名</p>
<p>十四 変更日 令和四年一月二十日ほか</p>	<p>十 変更後の小売業者の代表者名 吉田 直樹</p>	<p>十 変更を行った小売業者の氏名又は名称 内藤 雅浩(株式会社京王ストア)ほか</p>
<p>十五 届出日 令和四年三月二十八日</p>	<p>十一 変更日 令和元年九月二十五日ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山岸 真也(株式会社京王ストア)ほか</p>
<p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十二 届出日 令和四年三月二十八日</p>	<p>十二 変更日 令和三年六月二十四日ほか</p>
<p>十七 縦覧期間 令和四年四月二十六日から同年八月二十六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 届出日 令和四年三月二十九日</p>

十八 縦覧時間

の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六  
条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出  
があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告す  
る。

令和四年四月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 ザ・モールみずほ16

二 店舗所在地 瑞穂町大字高根六百二十三番地

三 設置者名 極東開発工業株式会社

四 店舗面積の合計  
が千平方メートル以下となる日  
令和四年三月一日

一 店舗名 館ヶ丘団地2-15号棟、2-16号棟、  
2-17号棟、2-18号棟

二 店舗所在地 八王子市館町千九十七番地一

三 設置者名 独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

四 店舗面積の合計  
が千平方メートル以下となる日  
令和三年十二月六日

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

